

## 博士学位論文審査報告書

令和2年11月23日

申請学位：博士（安全保障）  
学位申請者：白川 義和（シラカワ ヨシカズ）  
所属：国際協力学研究科安全保障専攻博士後期課程3年 G8D7522018  
論文題目：多国間強制外交と非核化合意  
英文題目：Multilateral Coercive Diplomacy and Denuclearization Agreements  
審査委員会：主査 川上 高司 海外事情研究所教授  
副査 森 伸生 イスラーム研究所教授  
副査 武貞秀士 拓殖大学客員教授  
副査 宮本 悟 聖学院大学政治経済学部 教授

### I 論文の要旨

申請論文は、核開発問題を解決するにあたって強制外交の効果がどの程度あったのかを検証することを目的とする論文である。研究対象はリビア、イラン、北朝鮮の非核化交渉を基本として、研究対象時期は米国の1980年代から2015年までの諸政権の時期である。申請者は先行研究の成果について、先行研究は個別的に各論的な研究が行われてきているが、いまだ発展途上にあると評しており、そのような個別的な先行研究の成果を踏まえつつ、特に核問題における多国間強制外交の効果やリアリスト型、制度主義者型の強制外交と安心供与の役割などについて、包括的、総合的に分析することで研究の独自性を出すことができると主張する。具体的には、(1) 多国間による強制外交は、単独の強制外交よりも非核化合意や核放棄の措置の実効性を高めるうえでより肯定的な影響を与えることができる、(2) リアリスト型の強制外交と制度主義者型の強制外交を組み合わせた場合、非核化合意や核放棄の措置において、より肯定的な影響を与えることができる、との仮説を立て、リビアやイラン、北朝鮮の事例研究を通じて実証を試みている。また、非核化合意において、(1) 一括包括方式、(2) 行動対行動の原則維持、(3) セカンダリー・サンクションの有効性、(4) 安心供与の有効性及び核抑止力保持を目指す国に対するその効果の限界、という4つの仮説を提起し、実証を試みている。

本論文では先ず、「多国間強制外交と諸問題」として、先行研究の中から強制外交における諸要素、諸条件、諸枠組みを導き出し、特に5つ分析の枠組み、(1) 威嚇の適用方法（リアリスト型アプローチ、制度主義者型アプローチ）、(2) 威嚇の信憑性、(3) 交渉期限設定の可能性、(4) 合意内容の明確性、(5) 報償の在り方、を示した。

次に、「核問題における強制外交の事例研究」を行い、先の諸条件、枠組み等を当てはめて、現実的な事例を検証した。米朝枠組み合意では、基本的に米国単独の強制外交で合意が結ばれたが、政権交代によって合意の見直しがあり、結果的に崩壊したと単独合意の不

安定さを示した。一方で、米国主導の多国間強制外交による事例として、リビアの核協議やイラン核合意（JCPOA）を検証した結果、その二つを一定の成功例とみなし、米国主導の「リアリスト型の強制外交」と国連安保理を中心とする「制度主義者型の強制外交」を組み合わせたことによって有効な成果を生むことを論証した。また、対北朝鮮の6か国協議では、米国が「リアリスト型」と「制度主義者型」で対応に一貫性を欠き、また他のプレーヤー間の調整の難しさが露呈したことを明らかにした。

さらに、「核合意の形式に関する考察」を行い、諸合意を検証した結果、非核化合意について、最終的な非核化までの段階的な合意・措置とその実施を定めた「ロードマップ方式」よりも、合意とほぼ同時に非核化を一括・包括的に達成する「一括包括方式」の有効性を示した。さらに第4部「核開発の推進要因と強制外交」では、推進要因として、安全保障の確保、国家の威信、国内政治上の要請などをあげて対象国の状況を検証し、安全保障の確保を核開発の主たる目的とする国に対しては、安心供与や経済援助などによる交渉は限定的な成果しか期待できないことを実証している。

結論として、非核化交渉における諸要素をまとめあげ、それぞれの組み合わせによる交渉の成功の可能性を示し、結果として、多国間強制外交を進めるにあたり、諸国間の意見調整の難しさはあるが、諸要素の利点を組み合わせて、米国主導のセカンダリー・サンクションなどによるリアリスト型と安保理制裁など国際機関の権利を利用する制度主義者型を組み合わせたアプローチが最も有効的であることを立証し、さらに、「核合意の成立、維持の条件」として「合意方式における一括包括方式」、「行動対行動の原則維持」、「セカンダリー・サンクション」、「安心供与による安全保障環境改善」の4条件を示して、論文の目的を解明している。

## II 論文の構成

### 序論

- (1) 問題の所在
- (2) 本論文の目的と意義
- (3) 従来の研究
- (4) 本論文の構成

### 第1部 多国間強制外交と諸問題

#### 第1章 強制外交の理論

- (1) 強制外交を巡る理論と核問題
  - ①シグナルの重要性
  - ②強制外交のタイプ類別と成否
  - ③安心供与と関与
  - ④小括

- (2) 強制外交における経済制裁の効果
  - ①強制外交における軍事行動の評価
  - ②強制外交における経済制裁の有効性
  - ③強制外交の成功率の高い相手国の条件
  - ④小括
- (3) 強制外交と関与政策
- (4) 威嚇と安心供与の関係 4
  - ①積極的安全保証と消極的安全保証の特長
  - ②積極的安全保証と消極的安全保証の現実的対立
  - ③小括

## 第2章 多国間強制外交の理論と分析の枠組み

- (1) 多国間強制外交の特徴
- (2) 強制外交の理想的政策
- (3) 小括：核問題における強制外交の分析の基準

## 第3章 「リアリスト型」と「制度主義者型」の強制外交

- (1) 米国の核不拡散政策と NPT 体制
  - ①NPT 体制の経緯
  - ②NPT の問題性
  - ③NPT の運用の類型
  - ④小括
- (2) 核問題における米国の強制外交
  - ①NPT と米国の不拡散政策
  - ②核問題に関する米国の政策の 4 類型
  - ③小括
- (3) 核問題における安保理制裁とその効果
  - ①安保理制裁の実績
  - ②北朝鮮への安保理の対応
  - ③イランへの安保理の対応
  - ④小括

## 第2部 核問題における強制外交の事例研究

### 第1章 米国単独の強制外交と米朝枠組み合意

- (1) なぜ単独の強制外交となったのか
- (2) 枠組み合意に至る強制外交の分析
- (3) 米朝リープ・デー合意：威嚇なき関与外交の失敗
- (4) 小括

## 第2章 米国主導の多国間強制外交と非核化合意

- (1) 米英とリビアの核協議：多国間強制外交の成功
- (2) EU3 とイランの核協議：条件なき関与外交の失敗
- (3) EU+3+3 とイランによる JCPOA：多国間強制外交の成功
- (4) 北朝鮮の核問題を巡る 6 か国協議：多国間強制外交の失敗

## 第3部 核開発の推進要因と強制外交

- (1) 核開発放棄の事例と類型
- (2) 北朝鮮の核開発の推進要因
  - ①体制の保証
  - ②瀬戸際外交
  - ③核抑止力の保持
  - ④小括
- (3) イランの核開発の推進要因と強制外交
  - ①核問題の経緯
  - ②安全保障の確保
  - ③国家の威信
  - ④国内政治上の要請
  - ⑤小括

## 第4部 核合意の形式に関する考察

- (1) ロードマップ方式と一括包括方式
- (2) 米朝枠組み合意：ロードマップ方式の陥穽
- (3) 6 か国協議共同声明と関連合意：欠陥だらけのロードマップ
- (4) JCPOA：一括包括方式の成果と限界
- (5) 小括

## 結論

- (1) 核問題における多国間強制外交の効果
  - ①多国間強制外交の効果について
  - ②リアリスト型と制度主義者型の強制外交を組み合わせる効果
- (2) 核抑止力保持を目的とする国に対する強制外交の限界
- (3) 核合意の成立、維持の条件
  - ①合意方式における一括包括方式の有効性
  - ②TFT（行動対行動）の原則維持の有効性
  - ③セカンダリー・サンクションの有効性
  - ④安心供与と安全保障環境の改善
- (4) まとめ

## 参考文献

インタビュー・リスト

### III 論文の概要

本論文の要旨は、以下の通りである。

序論で、核問題における強制外交の分析にあたり、リアリストの国際政治理論に基づくリアリスト型の強制外交と、国連などの国際機関の権威を重視する制度主義者型の強制外交の概念を独自に設定した。リアリスト型は、パワーを求める競争を国際政治の本質とする考えに基づいており、核開発を放棄させるための軍事的威嚇や独自制裁に重点を置くタイプになる。リアリスト型の強制外交を多国間で行うか、単独で行うかについて比較した場合、多国間で行う場合は、威嚇の手段やそのコストの分担について、参加するプレイヤー間の合意を形成する手間がかかると考えられる。このため、単独による強制外交の方が、リアリスト型と親和性が高いといえる。一方、制度主義者型は、国際機関が国際政治を安定させる力を持つという考えに基づいている。国連安全保障理事会や国際原子力機関(IAEA)などの権威、正統性、調整能力を重視し、安保理制裁などを通じて核開発の阻止を図ることになる。この場合、正統性と法的拘束力を持つ枠組みが期待できるため、参加するプレイヤーの支持を得やすく、多国間の強制外交と親和性が高いと考えられる。

第1部の「多国間強制外交と諸問題」では、強制外交の理論の変遷と、相手国へのシグナリングの重要性について考察した。シグナリングには2つあり、ひとつは、相手が核放棄をしないなら、こちらが相手国にとって最悪の事態につながる行動をとるといった「威嚇型の行動予告」、もうひとつは、相手国にとって最悪の事態につながる行動をこちらが自制すると約束することで、相手国に事態のエスカレートにつながる行動を回避させるという「約束型の安心供与」である。いずれも、威嚇や安心供与が確実に実行されることを相手に認識させるシグナリングが、強制外交の効果を高めるうえで重要になる。以上の点を踏まえて、核問題における強制外交の事例研究を行うにあたり、次の5つの分析の枠組みを提示した。1番目は、「威嚇の適用方法」で、リアリスト型のアプローチなのか制度主義者型のアプローチなのか、2番目は、「威嚇の信憑性」で、威嚇を実行する能力、信憑性があったのか、3番目は、「交渉期限の設定の可能性」で、相手に突きつける期限は実行可能かどうか、4番目は、「合意内容の明確性」で、非核化合意の内容が明確であり、固定されたものか、5番目は、「報償、アメのあり方」で、報償の提供や負担が強制外交を加える国々の間でどのように行われたか、というものである。

第2部の「核問題における強制外交の事例研究」では、第1部で示した諸条件と枠組みを当てはめて、現実の事例を検証した。第1章で取り上げた米朝枠組み合意は、基本的に米国単独の強制外交で合意が結ばれたが、米国の政権交代によって合意の見直しがあり、結果的に崩壊した。クリントン政権は、北朝鮮に対して単独での強制外交を進め、北朝鮮の核施設への軍事攻撃を検討するなど、リアリスト型の強制外交のアプローチをとった。この中で、米国が多くのコストを負担せざるをえない状況は、北朝鮮に対する威嚇の信憑

性を弱め、強制外交の効果を低くする側面があったことが示された。また、枠組み合意に基づく北朝鮮への軽水炉建設のコストの負担を巡り、米国と日韓が紛糾した問題や、米国の政権交代によって核合意が見直される余地があるという点は、単独の強制外交の構造的な弱点を示していることがわかった。第2章では、多国間強制外交の事例として、リビアの核協議やイラン核合意（JCPOA）を検証した結果、この二つを一定の成功例とみなし、米国主導のリアリスト型の強制外交と、国連安保理制裁を中心とする制度主義型の強制外交を組み合わせたことによって、有効な成果を生むことを論証した。

具体的には、リビアの大量破壊兵器（WMD）廃棄に向けた協議では、米国の独自制裁と、イギリスが主導したリビアへの安心供与、さらに国連安保理の制裁が適切に組み合わせられ、機能したことが示された。イランの核協議のプロセスでは、オバマ政権が主導した金融制裁や原油禁輸などセカンダリー・サンクションを駆使したリアリスト型の強制外交が、幅広い国が協力する形で、多国間で展開された。一方で、イラン核協議の枠組みであるEU3+3には、安保理常任理事国すべてが含まれており、安保理がJCPOAを承認することで国際条約としての法的基盤を与える仕組みができあがっていた。これは、制度主義者型の強制外交のアプローチの利点を生かしたといえる。一方、北朝鮮の核問題を巡る6か国協議の考察では、ブッシュ政権の政策が、リアリスト型と制度主義者型のアプローチを巡って一貫性を欠き、また強制外交の他のプレーヤーとの調整がうまくいかなかったことが示された。具体的には、国務省は6か国協議を重視する制度主義者型のアプローチをとる一方、財務省は金融制裁を重視するリアリスト型のアプローチをとり、連携がとれていなかった。また、米国によるBDA（バンコデルタアジア）制裁は、北朝鮮に一定の打撃を与えたが、核協議の進展に応じて制裁を強化したり弱めたりする融通性に欠け、強制外交のツールとしては機能的でなかった。第1次核危機と比べ、北朝鮮の核施設の点在化と秘匿化が進み、米国の軍事的威嚇の信憑性がさらに低下したことや、米日韓中露の間で政策の優先目標が一致していなかったことも、強制外交が機能しない原因となったことが示された。

第3部「核開発の推進要因と強制外交」では、スコット・セーガンが提起したモデルに基づき、安全保障の確保、国家の威信、国内政治上の要請、などを推進要因に挙げて、対象国の状況を検証した。さらに、北朝鮮の核開発の推進要因については、朝鮮戦争以来の北朝鮮の国家目標や軍事戦略も踏まえて、①体制の保証②瀬戸際外交③核抑止力の保持、の3つの説の分析から、「米国に対する核抑止力の保持」の動機が最も大きいことを明らかにし、北朝鮮に対して、安心供与や経済援助を梃子にした強制外交は限定的な成果しか期待できないことを論証した。「体制保証」論の説得力が弱い点は、米国が北朝鮮との過去の非核化合意で、「核兵器による威嚇または核兵器の使用を行わない」、「敵対的な意思を持たない」といった、消極的安全保障や安心供与を何度も約束したにもかかわらず、北朝鮮が核開発を継続した点にある。北朝鮮は、米国が北朝鮮を核兵器で攻撃できる態勢を持つ限り、完全な「体制の保証」は約束されないと考えているといえる。

また、NPTの規範から外れた核開発によって、諸外国との関係が悪化するという政治・外交上のコストからみても、北朝鮮が体制保証を目的に核兵器の保有に固執する理由を十

分に説明することはできないと論じられる。一方、「瀬戸際外交」を核開発の動機とする説は、北朝鮮が非核化交渉を通じて、米国をはじめとする国際社会の経済支援を得ようとする戦術に焦点を置くものである。この説の検証で重要となるのは、北朝鮮が核開発のコストに見合った利益を得たかどうかにあるが、安保理制裁や米国主導のセカンダリー・サンクションが北朝鮮経済に与えているマイナス面を考えれば、年間数億ドル規模の「見返り」がなければ、瀬戸際外交目的の核開発は割に合わないといえる。さらに、「瀬戸際外交」説は、2005年の核保有宣言や2006年の核実験以降、北朝鮮が核開発を加速させた理由を説明するのが難しいと考えられる。米国が見返りを与えて非核化を迫る交渉の必要性を認めなくなれば、瀬戸際外交を駆使する余地はなくなると考えられるからだ。実際、米国が北朝鮮との交渉に応じず、米朝協議が長期間中断しても、北朝鮮が核開発を継続したのは、核開発の動機が「交渉」ではなく、核保有そのものにあることを示唆しているといえる。

これに対し、「核抑止力の保持」を動機とする説は、米国が朝鮮戦争で北朝鮮に対する核兵器の使用を示唆して以来、北朝鮮が「核兵器には核兵器で」対抗するとの考えを強調していることから説得力があるといえる。北朝鮮指導部にとって、核兵器の保有は、米国に対する抑止力を確保するうえで、最も合理的かつ経済的な選択肢であったと考えられる。また、北朝鮮にとって核兵器は、国家の目標である「自主統一」において、米国などの外部勢力の干渉を阻止する意味も大きいといえる。一方、イランの核開発の動機については、安全保障、国家の威信、国内政治上の要請の3つの要素が複合しているが、イランがJCPOAでウラン濃縮活動の大幅な縮小や高濃縮ウランの搬出に応じたことから、安全保障上の動機が小さくなっていることが読み取れる。背景には、イランの安全保障環境や脅威認識の変化があるといえる。1980年代から続いていたイラクの脅威が消失し、2000年代の懸案であったイラクでの米軍のプレゼンスや、米国からの体制変革要求といった外的脅威の要素が減少したのを受けて、イランはJCPOA合意の時点では、核抑止力保持の目的ではなく、将来の安全保障環境の変化に備えた潜在的核兵器能力の保持に重点を置いていたと考えるのが自然だと考えられる。

第4部の「核合意の形式に関する考察」では、諸合意を検証した結果、非核化合意について、最終的な非核化までの段階的な合意・措置とその実施を定めた「ロードマップ方式」よりも、合意とほぼ同時に非核化を一括・包括的に達成する「一括包括方式」がより有効であることを示した。具体的には、リビアやイランの核合意が一括包括方式、対北朝鮮の枠組み合意や6か国協議共同声明がロードマップ方式になる。ロードマップ方式の場合は、合意内容の段階的な履行を通じて、行動対行動、TFT(tit for tat)戦略に基づく相互信頼関係を構築していくことが成功の条件になると考えられる。NPTの枠外で核開発を行う国は、米国と敵対する国が多く、米国の政権交代を乗り越えて信頼関係を築いていくことが困難であることが、ロードマップ方式の成功例の少なさに繋がっていると考えられる。

最終章の「結論」では、非核化交渉における諸要素をまとめあげ、それぞれの組み合わせによる交渉の可能性を示した。結果として、多国間強制外交を進めるにあたり、諸国間の意見調整の難しさはあるが、米国主導のセカンダリー・サンクションなどによるリアリ

スト型と、安保理制裁などを活用する制度主義者型を組み合わせたアプローチが、より有効であるとの仮説が成り立つことを論じた。また、非核化合意を達成、維持し、その有効性を高める合意の形式やプロセスについては、「一括包括方式」、「行動対行動の原則維持」、「セカンダリー・サンクションの有効性」、「安心供与による安全保障環境の改善」がそれぞれ有効であるとの仮説が、イランや北朝鮮、リビアの事例で立証されることを示した。ただし、北朝鮮のように、核抑止力の保持を目的とする国に対する多国間強制外交の効果には限界があり、安心供与の約束などで非核化を実現することは難しいことも明らかになった。こうした事例でもなお、非核化の可能性を追求するには、強制外交の実施において、短期的な目標である「核開発停止」と中長期的な目標である「完全な非核化」に切り分ける段階的なアプローチをとるなど、目的の絞り込みや明確化の作業を行うことが必要であると考えられる。

#### IV. 論文の総合評価

##### 1. 論文提出から審査までの経緯

###### (1) 論文提出から審査までの経緯

申請者は令和2年4月28日に学位論文を提出し、7月11日に受理審査委員会が開催された。受理審査委員会では申請論文に対する指摘事項を修正するという条件で受理した。その後、申請者は10月1日に受理審査委員会において審査員より指摘された事項を修正した論文を提出した。

それによって、11月13日に本審査委員会が開催され、受理審査委員会で取り上げられた諸点へ追記が可能な限り本論文に反映されたことを確認し、下記の要領で質疑応答がなされた。

###### (2) 本審査委員会口述試験概要

審査日時：令和2年11月13日 10:00～11:30

審査場所：拓殖大学茗荷谷キャンパスD館501教室

審査委員：主査 川上高司 海外事情研究所教授

副査 森 伸生 イスラーム研究所教授

副査 武貞秀士 拓殖大学客員教授

副査 宮本 悟 聖学院大学政治経済学部 教授

###### (3) 質疑応答概要

審査で出された主な質疑応答は以下の通りである。

##### ①理論研究か事例研究か

まず、川上委員より本論文は理論研究か事例研究かといった位置づけはどうかという問いに対し、理論研究に重きをおいて展開したとの回答が白川氏よりあった。それに対して、

武貞委員より強制外交がどこまで有効であるかについて、理論研究という側面から検討を行うという意欲的なテーマの論文である。仮説を立てて検証する過程でリビア、イラン、北朝鮮の例をとりあげ、実証的に分析も試みている。問題意識は明確であり、理論と現実の双方の先行研究を踏まえており、バランスがとれているとのコメントがあった。また、宮本委員から、仮説を立て北朝鮮とイラン、リビアの3つの事例で実証したもので、仮説を立てるための理論研究も十分にできている。事例は多ければ多いほど良いのだが、3つでもそれほど問題はないと判断できるとのコメントがあった。これに関連して宮本委員から、理論研究であれば事例は多ければ多いほど問題ないが、本論文では北朝鮮とイラン、リビア以外の事例をいくつか入れている。部分的に補論として使うのは、都合が良いものだけ選んで事例を使っていると疑われることになる。なぜ、インドや南アフリカなどのあらかじめ序論で宣言していない事例を使うのかをそれぞれ事例を使っているところで宣言するか、あらかじめ序論で使うところを宣言しておく必要があるとのコメントがあった。

## ②強制外交の観点からの論文

また、武貞委員から理論分野において仮説を立てて、それを検証することの難しさについては、ところどころに見受けられる。リビア、イラン、北朝鮮の核開発と経済制裁の過程という事例を検討して、普遍的なものを導くのは困難な作業であろう。例えば北朝鮮の国家の特殊性、核開発の動機に関連した北朝鮮の歴史を掘り下げることなくして、このテーマは取り扱うことは困難であると思われる。これに対して白川氏から、本論文の視点は、核開発問題を解決するにあたって強制外交の効果がどの程度あったのかを検証することを目的とする論文であるとの回答があった。また、武貞委員から、効果がでるのかでないのかを決める最重要である要素は、それぞれの核開発国の国家目標、軍事戦略、核開発に手を染めた経緯、核開発の「お家の事情」があったのであると考えられる。リビア、イラン、北朝鮮に対する強制外交の効果について仮説と検証という作業は困難な作業であっただろう。言い換えると、白川氏の今後の研究課題が見えてくる論文であったといえる。強制外交が有効であるかどうかを検証するには、「各国の核開発の動機は何だったか」を掘り下げることが最も重要であろうとのコメントがあった。

## ③資料に関して

次に、川上委員より、理論研究であり、仮説を実証するために一次資料を用いる必要があると思われるがどうかとの問いに対して、白川氏より、北朝鮮ならびにイランでのインタビューは非常に難しいと考えられる。したがって、結論を導くためにアメリカ等の資料をふんだんに使い消去法でこうに違いないという手法を用いたとの回答があった。これに対して、武貞委員から自分の北朝鮮を訪問してのインタビューですら困難を極めたので白川氏の手法以外にはないと思うとのコメントがあった。それに対しては、宮本委員から本論文では一つの事例を深く検証していて、歴史研究ではなく、理論研究であるので、一次史料を使ったりする史料批判を経ないことは問題にならないとのコメントがあった。

#### ④受理審査委員会での指摘箇所の修正

さらに、川上委員より受理審査委員会の指摘にしたがって修正はおこなったかとの指摘に対して、白川氏より（修正箇所の貸借対照表をしめて）行ったとの回答があった。この点、森委員から、博士論文受理審査における指摘については、十分な改善が行われていると判断したとのコメントがあった。また、武貞委員から、当初の提出論文と比較すると修正した原稿においては、二次資料に加えて一次資料を追加して検討を加えている。北朝鮮関係に関しては、一次資料の多くはインターネットのサイトからの引用ではあるが、一次資料を入手する難しさを考えるとやむえないであろうとの指摘があった。加えて、武貞委員から本論文は多くの文献を収集して書き進めている。詳細な注釈に示されているように、米国、韓国、日本の多くの文献に目を通しており、先行研究のポイントを掌握して書き進めているとのコメントがあった。また、宮本委員から、最初に提出された論文と比べると、目次の構成を変更し、一次資料を追加し、参考文献を増やして仮説を検証する作業を進めたことがわかるとの指摘があった。

#### ⑤その他の主な指摘

その他、森委員から論文全体への指摘として、(1) 4つの仮説で①、②については仮説としてとりあげた説明が行われているが、③、④に関しては、その取り上げた説明がなされていないので、説明を付ける方が良い。(2) 最高指導者ハメネイ師の発言の説明が行われているが、ハメネイ師の発言をどのように捉えるかが示されていない。例えば、イランの国家的意思決定には、宗教的権威としてのイスラーム的理念による見解が基本にあり、現実的な対応、政策に影響を与えているのではないのか。それが先に挙げた「容易ではない」の答えにもなるのではないか(14頁)。(3) ③国家の威信の項で、インドの例が挙げられているが、唐突感があり、歴史的要因、地域的要因、民族的要因、宗教的要因その他の要因が挙げられて、多少くどいようだが、説明すべきである(147頁)(4)「作り出さないうようにすることが肝要であろう」と希望的観測が書かれてあるが、逆に、イランの立場から意見を述べた方が良い。例えば、「先の三つの要素を刺激する環境ができた時には、「意図」を発動することができる国家である。とくに、国家の安定を脅かす脅威が迫った時には、国家的威信にかけても、「意図」のあることを内外に示すことになる国家である」とかすべきであろう等、との指摘があった。

## 2. 審査所見

提出された学位論文「多国間強制外交と非核化合意」は、申請者の本研究科在籍3年間における集大成となるものである。

本論文は、国際規範から逸脱して核兵器の開発を行う国に対する非核化交渉で用いられる強制外交(coercive diplomacy)はどこまで有効なのか、また、安心供与(reassurance)をどう組み合わせれば強制外交は効果を発揮するのかを北朝鮮とイランを事例としてあげ検証している。これまで強制外交に理論を用いて実証的に解明を試みたものに関しては、トマス・シェリングやアレクサンダー・ジョージらの研究以降、様々な研究者がその成功

条件を探ってきたが、依然としてコンセンサスは得られていない状況にあった。それにチャレンジしたのが本申請論文である。

申請者は「序論」で、イランと北朝鮮での核問題における強制外交の分析にあたり、力（パワー）を求める競争を国際政治の本質とする考えに基づく「リアリスト型の強制外交」と、国際機関が国際政治を安定させる力を持つ考えに基づく「制度主義者型の強制外交」の概念を設定し、強制外交が「多国間」か「単独」で行使されるケースをあげ分析している。

「リアリスト型」は軍事的威嚇や独自制裁に重点を置くが、「制度主義者型」は、国連安全保障理事会やIAEAの権威、正統性、調整能力を重視し、安保理制裁などで正統性と法的拘束力を持つ枠組みを作るため賛同者を得やすいとする。「第1部」では、強制外交の理論の変遷と多国間強制外交の概念を整理し、核問題における強制外交について、個別の事例を分析する枠組みを提示した。「第2部」では、米朝枠組み合意が米国単独のリアリスト型の強制外交を基に形成されたことを明らかにし、リビアの核放棄やイラン核合意（JCPOA）の事例研究を行い、そこから米国主導の「リアリスト型の強制外交」と、国連安保理を中心とする「制度主義者の強制外交」を組み合わせることが、強制外交の効果を高めることを実証した。一方、6か国協議を通じた米国の対北朝鮮強制外交は、「リアリスト型」と「制度主義者型」のアプローチを政府内で調整できず、効果に乏しかったとする。

「第3部」では、核合意の形式への考察を行い、核廃棄の目標期限を設定する「ロードマップ方式」よりも、核廃棄と見返りの提供を初期段階で一気に達成する「一括包括方式」の方が効果的であることを導き出している。「第4部」では、核開発の推進要因を分析し、北朝鮮のように核開発を顕在化させ、「安全保障の確保」を目的に核抑止力の整備を目指す国家には、安全保障面の安心供与や経済支援などの肯定的働きかけを組み合わせても強制外交の効果は限定的になることを論じた。

以上の分析から、核問題における多国間強制外交は、参加するプレーヤー間の調整が必要となるが、それに成功すればエスカレーション・ラダーを高める威嚇やそのシグナリング、見返りのコストの分担などで単独の強制外交よりも効果を高められることが可能になる。さらには、安保理制裁など制度主義者型の強制外交だけでは効果に限界があるが、米国主導のセカンダリー・サンクションなど、リアリスト型の強制外交と組み合わせることで、その有効性を高められるとの結論を導きだしている。

このように申請者は本論文において、核問題における強制外交がどのような条件下で効果をあげるかを検証し、強制外交と米国の不拡散政策に関する理論的貢献を行ったと言えよう。つまり、大国の軍事力や経済力を源としたリアリスト型の強制外交と、国際機関の権威に頼る制度主義者型の強制外交の組み合わせによるアプローチが、核問題における多国間強制外交の効果を高める要素になることを立証できたことは大きな成果であると評価できよう。

なお、申請者は、本論文の執筆にあたり読売新聞でのNew York在任中（2005年～2009年）には朝鮮の核実験に対する国連安保理決議の策定プロセスに関する資料や取材成果を収集し、ワシントン赴任中（2012年～2015年）にはオバマ政権の北朝鮮、イラン政策やJCPOAにいたる交渉者への取材をなどの一次資料は本論文の実証水準を高めている。

### 3. 審査委員会結論

学位論文審査委員会は、事前に提出された学位論文申請書、学位論文要旨、学位申請者略歴等をもとに、数回の会合を重ね厳重な審査を行った。最終的には、令和2年11月13日の口頭試験およびその後の審査委員会で審査委員全員一致で学位申請者に対し、提出論文が「博士（安全保障）」の学位授与に値するものであることを認めた。

以上